

# 【国民年金】【厚生年金保険】 老齢年金の請求手続きをされる方へ

様の手続きには次の書類が必要です。

○印のものをご用意ください。(相談受付 平成 年 月 日 担当者名 )

1	年金手帳(被保険者証)・基礎年金番号通知書	本人 配偶者
2	年金証書・恩給証書(受給権があるものすべて)	本人 配偶者
3	雇用保険被保険者証・雇用保険受給資格者証 高年齢雇用継続給付支給決定通知書(コピーでも可)	本人
4	戸籍抄本・戸籍記載事項証明書(戸籍謄本でも可) (受給権発生年月日平成 年 月 日以降のもの)	本人 配偶者 子
5	住民票(生計維持証明)(できる限り住民票コード※が記載されたもの) (受給権発生年月日平成 年 月 日以降のもので世帯主・続柄・変更事項の記載のあるもの) ※住民票コードに関することは、お住まいの市区町村窓口にお問い合わせください	配偶者 世帯全員
6	所得証明書・課税(非課税)証明書 (平成 年度[平成 年1月から12月までの所得])	本人 配偶者 子
7	印かん(認印でも可)	
8	年金加入期間確認通知書(共済組合から発行)	本人 配偶者
9	請求者名義の預金通帳、貯金通帳またはキャッシュカード	
10	在学証明書・学生証	子
11	健康保険被保険者証・共済組合員証 (扶養者・被扶養者を確認できるもの)	本人 配偶者 子
12	その他に必要な書類 ア 医師の診断書 レントゲンフィルム 身体障害者手帳 イ 年金受給選択申出書 ウ 事由書 ( ) エ 加給年金支給停止事由該当届 オ 老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届 カ その他 ( )	

(提出時期 平成 年 月 日以降)

## 添付書類の注意事項

- 年金請求時に必要な書類等は、請求する方により異なることがありますので、窓口等でご相談ください。
- 請求者以外の方がお越しになるときは、請求者が署名捺印した「委任状」のほか、相談者の運転免許証など身分を確認できるものも忘れずにご用意ください。
- 請求者の生年月日に関する市区町村長の証明書または戸籍の抄本は、住民票コードをご記入いただくことにより、添付を省略することができます。  
また、毎年誕生月にご提出いただく「年金受給権者現況届」が原則不要になります。
- 厚生年金基金の加入期間に基づく老齢厚生年金の支払いは、厚生年金基金が国に代わって行います。この年金請求とは別に厚生年金基金または企業年金連合会に手続きが必要となります。詳しくは、

加入期間が10年未満の方 → 企業年金連合会(年金相談専用ダイヤル：0570-02-2666)  
 加入期間が10年以上の方 } お勤め先(または当時のお勤め先)に確認のうえ、各厚生年金基金へ  
 現在加入中の方 } お問い合わせください。

## 記入上の注意事項

- この記入例は、過去に国民年金と厚生年金保険に加入していた方が、会社に勤務しながら老齢厚生年金を請求する場合のものです。
- 請求する方の状況に応じて書き方がそれぞれ異なりますのでご注意ください。

届書コード 7 1 1	年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)	様式第101号
年金コード 1 1 5 0		(老齢基礎年金・老齢年金 老齢厚生年金・特例老齢年金)

- のなかに必要事項を記入してください。  
 (◆印欄には、なにも記入しないでください。)
- フリガナはカタカナで記入してください。
- 請求者が自ら署名する場合には、請求者の押印は不要です。

B C

※基礎年金番号が交付されていない方は、①、②の「基礎年金番号」欄は記入の必要はありません。

請求者	①基礎年金番号	2 4 1 5 1 2 5 6 9 0
	②生年月日	大 3 (附5) 平 7 年 月 2 7 0 4 2 0 日
配偶者	③基礎年金番号	2 4 7 9 1 1 2 3 4 6
	④生年月日	大 3 (附5) 平 7 年 月 3 0 0 2 1 5 日

②④ 性別 男 1 女 2

②④ 雇用保険被保険者番号(雇用保険被保険者証の交付を受けた方のみ左詰めで記入してください)

5 0 2 0 5 3 1 2 5 6 3

②④ 請求者の氏名 (フリガナ) ネンキン タロウ (氏) 年金 (名) 太郎

②④ 住所の郵便番号 1 6 8 0 0 7 1 住所

②④ 住所コード (フリガナ) スギナミ タカイドニシ 3-5-24

◆記入不要 杉並 市 区 村 高井戸西3丁目5番24号

基礎年金番号や年金手帳記号番号が2つ以上ある場合は、窓口にお申し出ください。

請求者が自ら署名する場合は、押印は不要です(代理人等が記入した場合は、押印が必要です)。

雇用保険被保険者番号を持っていない方は事由書が必要になります。

請求者

過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で、基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その記号番号を記入してください。

厚生年金保険		国民年金	
船員保険			

配偶者

⑥配偶者の基礎年金番号欄を記入していない方は、あなたの配偶者について、次の1および2にお答えください。(記入した方は、回答の必要はありません)

1. 過去に厚生年金保険・国民年金または船員保険に加入したことがありますか。○で囲んでください。  
 「ある」と答えた方は、加入していた制度の年金手帳の記号番号を記入してください。

厚生年金保険		国民年金	
船員保険			

2. あなたと配偶者の住所が異なるときは、下欄に配偶者の住所および性別を記入してください。

住所の郵便番号	住所	住所コード (フリガナ)	性別
	◆記入不要	市区村	男 女 1 2

受取機関

②⑤ 1 金融機関

銀行 信 庫 組

◆記入不要

②⑤ 2 ゆうちょ銀行(郵便局)

金融機関の証明

本店 支店 出張所

金融機関の証明

※貯蓄口座は振込できません

ゆうちょ銀行(郵便局)の証明

印

※貯蓄口座は振込できません

※口座をお持ちでない方や口座でのお受取りが困難な事情がある方は、お受取り方法について、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

## <受取機関>

金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明を受けてください。  
 なお、次の場合は、金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明は必要ありません。

- ・預金通帳(貯金通帳)を持参する場合
- ・預金通帳(貯金通帳)、キャッシュカードおよび預金口座を明らかにできる金融機関が発行する書類のコピーを添付する場合
- ・インターネット専業銀行等の場合には、口座番号のわかる画面をプリントアウトしたもの等を添付する場合

注) 貯蓄口座では年金の受け取りができません。また、インターネット専業銀行は年金の受け取りができない銀行もありますのでご注意ください。

## <ア欄 配偶者と子>

③① 配偶者	氏名	(フリガナ) ネン キン	(名) ハナコ	生年月日			障害の状態	診 ◆ 記入 不要
	(氏) 年金	(名) 花子	昭平	年	月	日	障害の状態に ある・ <u>ない</u>	
③② 子	氏名	(フリガナ) ネン キン	(名) ジロウ	生年月日			障害の状態	◆ 不要
	(氏) 年金	(名) 次郎	57	09	09	13	障害の状態に ある・ない	

生計を同じくしている配偶者または子がいるときはご記入ください。

- 子の年齢要件は次のいずれかとなります。
  - ・18歳になった後の最初の3月31日まで
  - ・国民年金法施行令に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満
- 併せて「㉞生計維持証明」欄の記入が必要です。

「ある」を○で囲んだ場合は、診断書の提出が必要です。

## <イ欄 配偶者の年金>

① あなたの配偶者は、公的年金制度等(表3参照)から老齢・退職または障害の年金を受けていますか。○で囲んでください。

1 老齢・退職の年金を受けている	② 障害の年金を受けている	3 いずれも受けていない	4 請求中	制度名(共済組合名等)	年金の種類
------------------	---------------	--------------	-------	-------------	-------

受けていると答えた方は下欄に必要事項を記入してください(年月日は支給を受けることになった年月日を記入してください)。

制度名(共済組合名等)	年金の種類	年月日	年金証書の年金コードまたは記号番号等
厚生年金	障害	15. 2. 14	1350

「年金の種類」とは、老齢または退職、障害をいいます。

配偶者が年金を受けている場合はご記入ください。  
請求者が配偶者の加給年金額対象者である場合、今回の老齢年金の請求により配偶者の加給年金額が支給停止される場合があります。

## <ウ欄 ご本人の年金>

② あなたは、現在、公的年金制度等(表3参照)から年金を受けていますか。○で囲んでください。

1 受けている	② 受けていない	3 請求中	制度名(共済組合名等)	年金の種類
---------	----------	-------	-------------	-------

受けていると答えた方は下欄に必要事項を記入してください(年月日は支給を受けることになった年月日を記入してください)。

制度名(共済組合名等)	年金の種類	年月日	年金証書の年金コードまたは記号番号等

「年金の種類」とは、老齢または退職、障害、遺族をいいます。

すでに年金を受けている場合、または、他の年金の請求手続き中の場合は必ずご記入ください。  
原則として2つ以上の年金を同時に受け取ることはできません。いずれか一方の年金を選ぶ(選択)ことになります。

## <住民票コード>

⑥⑦ 請求者の住民票コード	住民票コードを記入することにより、生年月日に関する書類の添付が不要になる場合があります。また、年1回の現況の確認(現況届)や住所変更届等の提出が不要となります。
9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	

注) ご記入いただいていない場合であっても、年金決定後に、氏名、生年月日、性別および住所が住民基本台帳ネットワークの情報と一致した場合は、住民票コードを登録させていただきます。

<㊦～㊧欄 職歴>

記入された職歴が年金額の計算の基礎となる期間の調査資料になりますので、初めて年金制度に加入したときから古い順にご記入ください。

過去に加入したことがある制度の番号をすべて○で囲みます。

記入内容をお尋ねすることがありますので、電話番号は必ずご記入ください。

国民年金に加入していた期間は住んでいた住所のみをご記入ください。

事業所(会社)の所在地または住所がくわしくわからないときでも郡市区名までをご記入ください。

事業所(会社)の名称、所在地が変わっている場合でも、勤務していた当時のものをご記入ください。

会社名だけでなく支店、工場等についてもご記入ください。

勤務期間または加入期間がくわしくわからないときでも、年月まであるいは何年の夏や冬までのご記入ください。

㊦から㊧についても該当する場合は、忘れずにご記入ください。

<㊨欄 生計維持>

請求者によって生計を維持されている配偶者または子が加給年金額対象者となる場合、または、配偶者によって生計を維持されている請求者が振替加算の対象となる場合等にご記入ください。

記入例のように請求者が申立てを行った場合、同居の事実を明らかにできる世帯全員の住民票(コピー不可)が必要になります。

請求者が自ら署名する場合は、押印は不要です。第三者が証明する場合は、証明者の押印が必要です。

収入関係については生計維持があったことを証明する書類が必要になります。

生 計 維 持 証 明			
生計同一関係	右の者は、請求者と生計を同じくしていたことを申し立てる。 平成 25 年 4 月 25 日 請求者 住所 杉並区高井戸西3丁目5番24号 氏名 年金 太郎 (請求者の関係)	配偶者 および子	氏 名 続柄 年金 花子 妻 年金 次郎 次男
	(注) 1 この申立は、民生委員、町内会長、事業主、年金委員、家主などの第三者の証明に代えることができます。 2 この申立(証明)には、世帯全員の住民票(コピー不可)を添付してください。		
収入関係	1 請求者によって生計維持していた者について記入してください。	※確認印	*年金事務所等の確認事項
	(1) 配偶者について年取は、850万円未満ですか。 はい  いいえ ( )印		ア 健保等被扶養者(第三号被保険者)
	(2) 子(名: 次郎)について年取は850万円未満ですか。 はい  いいえ ( )印		イ 加算額または加給年金額対象者
	(3) 子(名: )について年取は850万円未満ですか。 はい  いいえ ( )印		ウ 国民年金保険料免除世帯
(4) 子(名: )について年取は850万円未満ですか。 はい  いいえ ( )印		エ 義務教育修了前	
2 配偶者によって生計維持していた請求者について記入してください。		オ 高等学校等在学中	
年取は、850万円未満ですか。 はい  いいえ ( )印		カ 源泉徴収票・非課税証明等	
3 上記1および2で「はい」と答えた者のうち、その者の収入がこの年金の受給権発生当時以降おおむね5年以内に850万円未満となる見込みがありますか。 はい  いいえ			

(注)平成6年11月8日までに受給権が発生している方は、「600万円未満」となります。 平成 25 年 4 月 25 日提出

## <年金と税金>

支払われる年金額が一定額以上(65歳未満=108万円、65歳以上=158万円)の場合は、税金が差し引かれますが、年金請求書の「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」欄に記入し、申告することにより各種の控除を受けることができます。

年金請求書の「扶養親族等申告書の記入方法」をよく読んで忘れずに申告してください。

### 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

提出年 平成 25 年

1 1 5 0

1.ご本人の氏名、性別、基礎年金番号、生年月日、住所等をご記入のうえ、必ず押印してください。

氏名	(フリガナ) ネレキチ タロウ <b>年金太郎</b> (年金印)	性別	男	基礎年金番号	2 4 1 5 1 2 5 6 9 0	生年月日	明・大・昭 1 3 5	2 7 0 4 2 0
住所	〒168-8505 <b>杉並区 高井戸西 3丁目5番24号</b>							
電話番号	03 - 3334 - 〇〇〇〇							
提出日	平成 25 年 4 月 25 日							

2.上記の提出年の扶養親族等の状況についてご記入ください。  
(ご本人に控除対象配偶者や扶養親族等がなく、ご本人自身が障害者・寡婦・特別寡婦・寡夫に該当しない場合は、下記事項を記入する必要はありません。)

	氏名	続柄	生年月日	障害	居別区分	所得の種類・金額
あ 控除対象配偶者	<b>年金花子</b>	老人 妻	30年2月15日	普通障害 特別障害	同居	0 万円
控除対象扶養親族(16歳以上)	<b>年金次郎</b>	特定老人 次男	9年9月13日	普通障害 特別障害	同居	0 万円
扶養親族(16歳未満)	<b>年金好子</b>	孫	12年7月6日	普通障害 特別障害	同居	0 万円
う え お 摘要	<b>年金花子 身体障害者手帳2級 平成14年8月10日交付</b>			本人障害 寡婦・寡夫	普通障害 特別障害 寡婦 特別寡婦 寡夫	

※提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくこととなります。(申告書は、年金事務所に用意してあります。)

(年金の支払者) 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

請求者本人の印が必ず必要です。

- 控除対象配偶者の年齢が70歳以上の方は「老人」を○で囲んでください。
- 「控除対象扶養親族(16歳以上)」欄は、扶養親族のうち、年齢が16歳以上の方をご記入ください。年齢が19歳以上23歳未満の方は「特定」を○で囲んでください。年齢が70歳以上の方は「老人」を○で囲んでください。
- 「扶養親族(16歳未満)」欄は、扶養親族のうち、年齢が16歳未満の方をご記入ください。  
※年齢は年金請求書を提出する日の属する年の12月31日現在としてください。

普通障害者の場合は『普通障害』、特別障害者の場合は『特別障害』を○で囲んでください。また、障害者に該当する方がいる場合は、「摘要」欄に、その方の氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度(等級など)をご記入ください。

請求者本人が寡婦の場合は『寡婦』、特別寡婦の場合は『特別寡婦』、寡夫の場合は『寡夫』を○で囲んでください。「摘要」欄に、死別・離婚・生死不明の子の所得(年金を請求する年)の見積額をご記入ください。また、扶養親族または生計を一にする子のいない寡婦(死別・生死不明に限る)、特別寡婦、寡夫に該当する場合は、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額をご記入ください。

別居している場合は、区分の「別居」を○で囲み、「摘要」欄に、その方の氏名と住所をご記入ください。同居している場合は、区分の「同居」を○で囲んでください。

**(雇用保険法等の給付との調整)**  
雇用保険法等から基本手当や高齢雇用継続基本給付金などを受けられる場合は年金が調整され、届出が必要となる場合があります。詳しくは、お近くの年金事務所等にお問い合わせください。  
**(在職中による支給停止)**  
請求時点において在職中の場合は、年金額と給与や賞与の額(総報酬月額相当額)に応じて年金が支給停止される場合があります。

年金請求書の各欄の記入もれはありませんか？  
もう一度お確かめください。

年金が決定された後に、年金請求書を提出された時点での記入もれの申立てがありますと、すでに支払った年金を調整する場合があります。  
もう一度年金請求書の記載内容をお確かめください。

## <年金の決定と支払い>

年金請求の手続きが終わると下図のように各種通知書等が送付され、年金の支払が行われます。

